

四日市 死の海と闘った

四日市海上保安部警備救難課長

田尻宗昭さんの四日市

澤井余志郎

海保へおもしろい課長が来た 石原産業公害刑事裁判と田尻さん

ぜんそく（民事）裁判の被告企業であった化学産業メーカーの石原産業四日市工場は、四日市海上保安部の田尻宗昭警備救難課長率いる署員によって、廃硫酸たれ流しの摘発を受け、津検察庁によって刑事被告人となり、津地方裁判所で、摘発以降一〇年（うち刑事裁判八年）の長きにわたり裁かれ、有罪判決を受けた。

田尻課長は、たった三年間の四日市勤務であったが、年数に関わりなく公害（刑事）裁判の主演としていまも語り継がれている。

田尻（宗昭）さんを知ったのは、海上保安部という役所が四日市にあって、そこへ田尻宗昭という面白い課長（警備救難課長）が転勤で釜石から赴任して来たということ、そのためサツ（警察）回りのほかに海保回りも欠かせない日課になったと、若い新聞記者たちが楽しそうに話していたからで、その海保はなにをする役所なのかも知らないでいた。

釜石海上保安部で巡視艇「ふじ」の船長をしていた田尻さんは、四日市海上保安部の警備救難課長として赴任して来た。その頃の四日市は、石油化学コンビナートの加害責任を問う、四日市ぜんそく公害裁判開始の二年目で、ほどなく、コンビナート企業の疫病神になろうとは、本人も、誰も思わなかったであろう。それから三年という短い四日市海保勤めの間に政界を巻き込む騒動の人物になった。



海上保安部時代に違法操業で捕まえた漁民の顔が眼について、いやあ喋りにくく冷や汗をかきました…。漁師さんたちは、抗議を受けて、工場排水の摘発をしてくれた田尻さんに心からの拍手をおくっていた。（漁協主催、磯津公民館での講演会）

四日市公害裁判は、開始一年後の 1968 年 7 月 24 日「原告患者居住地の磯津」、25 日「被告企業六社の工場」と、裁判所による現場検証が行われていた。

私は、この検証のため、原告患者側弁護団の参考にと、被告六社の成りたち、製造工程、製品、災害、労働組合などについてまとめたガリバン文集『記録・公害』2 号、(1968 年 7 月発行、1 号は 1968 年 7 月、43 年 6 月のできごと、公害を記録する会発行)をつくり、弁護団に渡していた。当日、弁護団はそのガリバン文集をもって検証していた。私は、被告企業労組が加入している地区労務局職員をしていたので、表面立ってやることはひかえた方がよいとの判断で、あとがきに、「この石油化学コンビナートは、高校教師などが、下記の資料や調査などによってまとめたもので、一つには 7 月 24 日・25 日に行われる公害裁判現場検証に役立たせることと、公害発生源についての理解をふかめるためにつくった…」しかし澤井がつくったものではないとの但し書きを書いておいた。このガリバン文集『記録・公害』2 号は、新聞記者クラブへも配布していた。

9 月頃であったと思うが、公害を記録する会の連絡先にしていた四日市市職労事務所に、あとでその人は田尻さんであったことを知るのだが、事務職員から「四日市海上保安部の人が出て、『記録・公害』2 号を 10 部欲しいと言って来ていますが、どうしますか」と電話で聞かれ「海上保安部ってどういう役所か知らないが、渡してやってください」と返事した。新聞記者が持っていたのを知り、ひそかに進めようとしていた、廃硫酸たれ流しの石原産業四日市工場摘発・捜索のために、海保署員の勉強会のテキストに使ったと後日話してくれた。

田尻さんの話し

1968 年(昭和 43 年)7 月に、私はここに赴任いたしました。赴任をいたしました時には、何がなにやらさっぱりわかりませんでした。ただやたらに臭い、くさくて眠れないというのがわたしの実感でありました。

ご存知のように、私は当時、非常に、この密漁の取り締まりをいたしました。バリバリ密漁船を捕まえて実績をあげた。その時に、ここのお年寄りの方から、ハンマーでなぐられるようなお話をいただきました。それは、「俺たちを捕まえて、工場をどうして捕まえないんだ、魚をまもるといふなら、どうして工場をやらないんだ」という一言であります。法律は逆立ちしているということを痛烈に教えられたんであります。

私は今まで海で仕事をしてまいりました。いままで漁民との関わりがずいぶん多ございました。例えば李ラインでの一〇年間、漁民(船)の拿捕を防止するために悪戦苦闘いたしました。煙幕を炊いて、韓国の警備艇に体当たりをして…、そういう仕事をしてまいりました。

それから東北の北洋の海にまいりました。もう北洋の海はきびしいですね。零下三〇度、いったんひっくり返ったらもう間にあわないですよ。

そういうような体験があったということもありまして、四日市に来て、私は、大きな犯人を逃がして、弱い個人だけを取り締まるというあやまちをおかしたわけです。

しかし、「どうして工場をやらないんだ」この言葉に本当に目がさめて、当時の新聞を見ますと、なるほど、木曾、長良、揖斐川で、なん一〇万匹、一五万匹という鮎が工場廃液で殺されておる、そういう記事を見まして、法律は逆立ちをしている、水産資源法という魚を守る法律は何のためにあるのかということを感じたのであります。

この話は、四日市公害裁判判決一周年に、磯津漁業組合に主催してもらい、磯津公民館で講演してもらった時の話で、公害を記録する会のガリバン文集 45 号から一部抜粋し

たもので、田尻さんは講演を終えて「いやあ、密漁などで捕まえた漁師が目の前に何人も居て、なんとも話しづらかった」とこぼしていた。漁協組合長は「漁師は、講演の半分くらいになると、帰って行く連中が出てくるが、今日はみんな最後まで聞いとった」と感心していた。

田尻さんは、漁師から「なぜ工場を捕まえないんだ」と喰ってかかれ、以後、違反を見つけても捕まえることはしないで「もう少し離れて漁をしなさい」とか、見て見ぬこともしていた半面、工場を捕まえるほうに目を向けて行った。

廃塩酸と廃硫酸たれながし事件

第一コンビナートの東側で石原産業四日市工場の隣にあり、事件があって初めてそんな工場があったのかと知ることになる日本アエロジルという工場が、塩酸を使用した後、無処理で鈴鹿川へたれ流していたのを 1969 年夏、海保が摘発した。側溝のコンクリートは砂利がむき出しになるほど荒れていた。その頃、社会党の成田知己委員長がその現場を視察、磯津漁民との懇談会もしていた。

海保はこのアエロジルを摘発、津地方検察庁に送検、起訴を求めていたが、津地検は「改善がいちじるしい」と不起訴処分にしたので、四日市公害と戦う市民兵の会（後で記す）のメンバー（坂下晴彦）などが、検察審査会に「不起訴は不適當」として審査請求した。審査会は「起訴相当」との結論を出したがそれで地検は起訴しなかった。

日本アエロジルの隣に、農薬や酸化チタン生産で国内第一位を誇る化学メーカーの石原産業四日市工場が操業している。戦前からある工場で、戦前は銅製錬をしていた。煙突は、当時アメリカに 122 メートルの世界一の高煙突があり、それを抜いてコンクリート製で世界一にと 125 メートルの高煙突を建てた。敗戦一年前の東南海地震でその高煙突は先っぽの三分の一ほどが折れてしまった。それでも、東洋一の高煙突で、戦後は銅精錬を止め、硫酸、農薬、肥料などの生産をしていた。

その石原産業は、自動車の塗料や化粧品などに使われる真っ白い微粉末の酸化チタン製造で、硫酸を大量に使い、その廃液を四日市港へ、一日、20 万トンをつれ流していて、四日市港へは、石原産業だけでなく、第一コンビナートの排水がたれ流しされることで、七色の海面と悪臭の生物ゼロの死の海で、釜石のきれいな海を見て来た田尻さんは「ここは海ではなくドブ溜め」であるが、四日市港の第一印象であった。

石原産業は、この頃、公害裁判で、三重県立大学医学部の教授、助教授、講師が法廷で、因果関係について証言している、この裁判最大の山場にかかっていた。

石原産業立ち入り(磯津漁協での田尻さんの話し)

昭和44年12月17日、石原産業立ち入りの一週間前、私は部下を全員集めまして、絶対に酒を飲むな、この令状をもってガサをかけるということを誰にもしゃべるな、女房にもしゃべるなど言ったんです。石原産業へ立ち入り一週間前というのは、忠臣蔵の討ち入り前夜のような心境であります。

そうして当日、忘れもしません、木枯らしの吹く寒い日でありました。石原産業の正門前に二台の車を停めて、工場長が9時半に出勤してくるのをひたすら待ちました。黒塗りの山田工場長の車が入って来ると同時にピタッとその車をつけて、石原産業に立ち入ったんであります。正確に9時半であります。

守衛所をまず押えて、事務所などに連絡させないようにして、発生源などを押えるべく捜索を始めたんですが、これから先は、タンクやパイプ……、もう絶望的です。目が真っ暗になります。どうして日本人というのは英語が好きなんでしょうね、みな英語で名前がついている。スクラバー、サイクロン、セッテリングタンク…、もういやになるくらい英語があるんですね。そうして、長い間、何度も絶望的な思いになりました。割り出せないんですよ。

しかし、私の部下、巡視艇の一〇人の乗組員、この連中の血の出るような協力のもとに、どうとう割り出すことが出来ました。

その時に私が思ったことはなんであったか、これはたれ流しに理論はいらないということでもあります。

たれ流しは学問的にやっているんだはないんです。まさに、反人道的なたれ流しに理論も学問もいらないということでもあります。そういう自信を得ました。そうして、石原産業がご存じのように、いろいろと、まあ長い間かかったんですが、起訴になって、いま裁判をつづけております。この間、みなさんがバスに乗ってきておられた（津地方裁判所へ多勢で傍聴に）、私は本当に感無量でありました。

この忠臣蔵の討ち入りは、さすがに日頃親しい記者たちにもさとれないような隠密行動で、この日、海保まわりの記者たちはもぬけの殻の海保に、石原産業捜索を察し海保の窓から石原産業を眺めていた。

石原産業関係者の取り調べ

海保は、一日二〇万トン（摘発時で一億トン）の廃硫酸たれ流しを摘発、検察庁に起訴を求めるべく、関係者の取り調べを行った。

石原産業は、石原広一郎が創立した会社で、戦時中は右翼として戦争に加担、戦犯にも問われた大物で、京都の立命館大学創立のひとりでもある。四日市公害裁判の頃、立命館大の教授が公害調査で訪れた際、公害認定患者の会の山崎心月会長のところに案内したとき、山崎会長は「石原産業の石原広一郎が創立した大学の先生は、裁判の相手側であり、そういう先生には協力できません」と断るので、「いやそれとは関係ないから」と口を出し、研究論文は事前に見せてもらうことを条件に、調査におうじてもらったこともある。

石原産業の山田務名（ちかあき）工場長は、田尻さんの取り調べに、創業者の石原広一郎に心酔していて、彼のためなら死をも厭わないとまで言い、頑強に抵抗、田尻さんをてこずらせた。

ただ、こういう人物こそ田尻さんにとってはやりがいのある相手であったようで、このことについては、市民兵メンバーの坂下晴彦が、山内二郎のペンネームで月刊『エコノミスト』一九七一年九月号に“対決した二人の人物”に書いている。その田尻さんと山田工場長は、田尻さんが四日市から飛ばされた先の和歌山県田辺の海保から東京都公害局に移り、山田氏は東京支社長になっていた頃、「よく東京で彼と会って歓談しました」と言っていた。

従業員の取り調べにあたっては、特に現場の従業員には気をつかいながら接していたようであるが、石原労組発行の広報紙『せきろう』（石原産業労組連合会）には、取調べの状況を逐一載せていた。取り調べを受けた従業員、月日、時間、内容、昼食、お茶などの項目が設けられていて、○×が付けられていた。石原労組から地区労にもその広報紙が送られてきていて、新聞記者から田尻さんに渡っていた。「この欄は不正確だ、お茶と昼食の欄に×印が付けてあるが、お茶がいいかコーヒーがいいかと聞いたらコーヒーがいいとい

う、昼食に店屋物をとってやると言ったら食べに行くと言う、コーヒーと、外食とかの欄も付け加えるべきだ」と怒っていた。

あるとき、労組委員長が来て「取り調べはほどほどにしてください」と海保に来た。田尻さんは「ここへ来るようなヒマがあるのなら、会社に職場環境の安全対策を要求して、組合員の労働安全をはかりなさい。工場内捜索で職場を調べた時、案内の社員が、“課長危ない”とわしを抱きかかえて横に寄せた、何するんだと言ったら、天井のパイプから硫酸が洩れていると言う、そんな危険な職場をほっておく、そんな体質が平気で廃硫酸を大量にたれ流す無責任さを生じさせているんだ」と怒って追い返したとも言っていた。

私が勤めていた地区労の三役に石原産業労組の役員が選出されていて、私はそうした役員の下であり、おおっぴらに田尻さんに接することが出来ないのも、必要なときには若い新聞記者を通してであった。

石原産業捜索押収資料

抜き打ちで押収した証拠・資料類は一千件にもおよぶ多種多様なもので、なかには名古屋通産局との談合メモも含まれていて、国会でとりあげられることになった。

その他、押収資料のなかで異色だったのは、厚生省の委託で調査された報告書で、公害裁判最中でもあり、石原産業が四日市公害の主犯であるとする内容のものであった。

その報告書は、横浜国立大学北川徹三教授の「四日市公害の主犯は、石原産業が排出している硫酸ミストである」との調査報告書で、さすがに厚生省は委託はしたけれどこれについては明らかにしていなく、誰も知らなかった代物である。

この報告書を見た中日新聞の若い記者が、他社にきずかれぬようにと田尻さんを旅館に缶詰めにして原稿を書き上げ、一九七〇年六月二三日、朝刊一面と社会面などを使い、「四日市ぜんそく 硫酸ミストが主原因」としたスクープ記事を掲載した。

北川教授は、新潟水俣病裁判では、阿賀野川下流の農薬説を主張、被告企業の昭和電工を養護するなどいわくつきの学者先生で、四日市市にも出入り、北川検知紙なるものを取り出し、役所の窓を開けて検知紙をかざし、黒点がついたのを「これが硫酸ミストだ」と衛生部長に説明したが、部長は「にわかには信じられなかった」と話していた。

この記事を見て、一瞬、進行中の公害裁判で、大企業の被告企業三菱を免罪にし、格下の石原産業を血祭りにあげる魂胆なのかと思ったが、さすがに、北川説は原告患者側もとりあげることなく、新聞スクープ記事で終わった。

しかし、石原産業の酸化チタンの微粒子粉じんの排出はひどいもので、夏場、港から市街地は季節風で石原産業の風下になる。四日市港の羊毛（原料）輸入量は世界一と言われるほど多量で、当時は、港湾労働者が、船から降ろされた重い原料の俵を一俵ずつデッチ車に乗せ、原毛倉庫へ運びこむ作業をしていた。そうした荷上げ作業の港湾労働者から「第一埠頭の荷上げの現場に來い」と言われて出かけた。現場は海風の風下で、風上の正面には石原産業（裏側）があり、酸化チタン工場が真っ白になっていて、粉じんが、まさに襲いかかって来ている。目がチカチカして痛い、「組合の役員になんとかしてくれって言ったら、お得意様に文句を言ったら仕事をもらえなくなる、オマンマの喰い上げになるって、どうにもならぬので、地区労でなんとかせい」と言う。港湾労組も、石原産業労組も地区労加盟であり、どうしようもない。市民運動にたよるしかないが、これとて、すぐにどうこうできない。市の公害対策課へ対策をせまった。だからではないだろうが、ほどなく石

原産業は電気集塵機を設置したと新聞で報じられ、粉じん公害は治まったが、硫酸ミスト発生源は石原産業説もあながち的はずれではないと思ったのは、酸化チタン粉じんに亜硫酸ガスがくっついて硫酸ミスト（SO₂～SO₃）になることもありうると思ったりもした。

搜索資料・証拠品では、応接間に工場全景の写真が額に入れて飾ってあった。田尻さんがこの写真を見て、「これはいい写真だ」と言ったら、誉められたと思って「良い写真でしょう」と自慢した。「これだけ港にたれ流しているのがはっきりしている写真は証拠になる」と押収した。

田尻さんは、会社幹部のこうしたたれ流しで、生物ゼロの海域にしたことを自覚せず、自慢する神経にどうしようもない怒りを覚えたようで、「公害は犯罪である」との思いを強くした。

石橋書記長の国会論争

四日市海上保安部は、摘発した日本アエロジルと石原産業を起訴するようにと送検をすませていたが、一向に起訴手続きをとらないで、日本アエロジルについては改善のあとがみられるとして起訴猶予になったことから、石原産業についても起訴猶予になるのではないかとマスコミも市民も危惧していた。石原産業については、特殊工場建設で、すでに建設しているのに、名古屋通産局と石原産業との間で、すでに着工しているのを、申請の日づけを規則にあわせるべく談合していた件の立件時期の時効が迫っていたこともあり、田尻さんは、佐世保海上保安部時代に、警備艇に銃器などを装備する計画に反対で、当地出身の社会党・石橋政嗣書記長と知り合いの間柄となり、石原産業押収資料を持ち出し、ばれれば公務員法違反で重き処分を受け追放されることを覚悟の上で、石橋書記長に会い、証拠書類を渡してレクチャーした。こういうことは、並みの人ではできないことである。

石橋書記長は、1971年2月、衆議院予算委員会で、石原産業と通産局とのなれあい・談合の事実と、廃硫酸たれ流しについて、事実を挙げての爆弾発言をやり、佐藤栄作内閣にグーの音もいわせぬ質問で、宮沢喜一通産大臣も談合の事実を認めざるをえなくなった。

このことは、“忘れ得ぬ国会論争”の一つとして語り継がれていて、『週刊文春』2月2日号が「四日市の石原産業と通産省の“公害癒着”を追求した社会党・石橋書記長の発言は、凋落一途の社会党がみせたひさびさの“快挙”ともちあげていた。この号には、この事以外に、三重選出の社会党・中井徳次郎衆議院議員の「その役は自分がやるはずだった」という記事も掲載されている。

石橋発言の根拠は、四日市海保の田尻課長からの押収資料だとささやかれていたが、その証拠はない。中井議員はコンビナート労組などの三重県化学産業労組協議会（三化協）に頼まれ、石橋発言をなきものにしようとの魂胆で、当日の予算委員会には三化協の役員たちが大挙して傍聴に押し掛けていたが、成田委員長などによって、中井質問は実現せず三化協役員はしおれて四日市に帰って来た「せっかく行ったのに、中井先生の質問はなかった」とがっかりしていた。

中井議員の知識は極めて幼稚で「海水はアルカリで、硫酸を流しても中和するから問題はない」などといったもので、田尻追い落としが図られていて、質問は「石原産業から頼まれたからではない」と言い訳していたが、石原産業東京支社長参与は「中井先生から連絡をもらい…」と異なることを取材で話している。

この年3月、社会党四日市支部が主催、四日市市民ホールで、石橋書記長などによる「国

会報告会」が開催された。石原産業組合員のなかには、酒を呑んできた組合員もいて、前列に陣取り、石橋さんに「石原をつぶす気か…」などとヤジって居た。この会場には、田尻さんも来ていて、新聞記者に「田尻さんに会いますか、田尻さんここに案内しましょうか」と誘われたが、ここでは顔を会わせない方がいいから…」と断った。

時効寸前に起訴、配転

国会での石橋爆弾発言で、検察庁は石原産業起訴を決め、津地検に指示した。田尻さんが担当検事に会いに行ったとき、大ごとになってきたことで、検事夫人が「うちのお父さんはあなたのせいで、処分されるかもしれない…」と泣き言をいっていたほどに、あわてて時効寸前に起訴手続きをとったようである。石橋発言がなければ、石原産業もアエロジル同様不起訴処分になっていただろう。

通産局との談合はこうして時効にならず、一日二〇万トン、摘発までに一億トンの廃硫酸をたれ流した件は、1971年2月19日、港則法違反、水質資源保護法違反、工場排水規制法無届操業で津地方裁判所に起訴手続きがなされ、公害刑事裁判が始められることになった。

田尻さんの公害摘発はその後も止むことなく、起訴一ヶ月後の三月、三菱モンサント化成四日市工場の水銀たれ流し容疑で工場に立ち入った。相手は、工場自体は大きくはないが天下の三菱で水銀たれ流しである。ぜんそく裁判では、三菱に立ち向かうことについて、原告となる患者の兄弟、親戚に「天下の三菱に勝てれわけがない、それでも裁判をやるというのなら、兄弟も、親類縁者の縁を切る」とまで恐れられた大企業である。国はここにきて田尻外しを謀った。

田尻さんは、三年という短い四日市海保勤務を外され、コンビナートのない、木材積出し港の和歌山県田辺海上保安部へ転勤の辞令を渡された。新聞各紙は、こぞって「功績（海上保安庁長官表彰）あっても左遷」「公害を自分の問題に、激烈な印象“石原産業事件”」「公害退治に生きがい」など、不当転勤に異議を唱え、憤りや配転を惜しむ記事を書いた。

岩波新書『四日市・死の海と闘う』

田尻さんは配転以前に、岩波新書の原稿執筆を依頼されていたようで、配転休暇に官舎で原稿執筆にかかっていた。なれないことのように、若い朝日新聞記者に「課長が原稿書くのに苦労しているので、参考資料を持って助けてやってくれませんか」と言うから、夜なれば人目にもつかないからと、朝日の記者と行った。参考資料にはガリバン文集『記録公害』一号から一六号のほかに、ビラやぜんそく裁判に関したものを風呂敷に包み、大協石油四日市製油所のフードリー（蒸留塔プラント）の間近にある官舎に行った。新聞記者を通して田尻さんとの付き合いは前々からあったのだが、直接にはこの夜が最初の出会いである。

田尻さんは奥まった部屋の小さな机で、やがて岩波新書『四日市・死の海と闘う』の傑作になる原稿書きに取り組んでいた。「なれないことで、四苦八苦してますわ」と配転よりも原稿執筆に参っていた。その新書には、ところどころにガリバン文集の聞きがきが引用されていてお役にたってよかったと思った。

その新書発売の前日、田尻さんから「明日発売になるんだが、あなたには贈呈本を送りますが、コンビナートが買い占めるといふ情報もありますので、仲間の皆さんにその旨伝え、すぐ買うようにしてください」と電話で知らされた。

当日、近鉄四日市駅前の二軒の書店には、朝方、横積みで大量の新書が置かれていたが、買い占めかどうかわからないが、売れ行きはよいようで、毎日とまではいかないが本屋へ行くたび新書の山は低くなっていった。

その出版を祝う会が東京の主婦会館であり、名古屋大学教員で、四日市公害と戦う市民兵の会（市民兵）メンバーでもある吉村功さんと参加した。社会党の土井たか子さんの司会で、美濃部亮吉都知事など名高い人たちが大勢参加していた。そのなかに、演歌の作詞者星野哲郎さんが歌手志望と思われる若者を連れて来ていて、二、三曲の演歌を歌わせていた。田尻さんのカラオケは聞いたことがなく演歌好のみも聞いたことがないのに、演歌作詞者も参加していて、田尻さんの人脈の広さをあらためて知ったが、その後も、演歌の星野哲郎さんとはどういう知り合いなのかとの思いをずっと引きずっていたが、最近書店で岩波現代文庫の星野哲郎『歌、いとしきものよ』を見つけ買った。私にカラオケの趣味はなく、演歌も入場料を払ってまで聞きに行く趣味もないのだけれど、なぜかこの本が気に入って買った。そのおかげで長年気になっていた疑問が晴れ、なぜかすっきりした。カバーの表紙裏に（ほしのてつろう）の略歴があった。高等商船学校卒とあった。そうか、田尻さんと同じ商船学校出の海の男だったんだと謎が解けてほっとした。

商船学校出ということでは、美濃部さんが都知事のあと、参議院議員になり、田尻さんが、わたしの心の古里、第二の故郷と言っている四日市へ美濃部さんを案内し来ることになり、どこかコンビナートの工場を見せたいので当たってくれと言って来た。これには、コンビナート工場はどこも受け入れてくれそうになく困った。そこで四日市市の環境部長に頼みこんだ。第三コンビナートの新大協和石油化学が受け入れてくれることになり、美濃部夫妻と秘書のほか、市環境部長・公害対策課長、松葉弁護士、三重大の谷山教授、市民兵メンバーなど大勢で行った。どういうことで、コンビナートの疫病神を受け入れてくれたのか真意がわからなかったが、所長室に通されて、早速の話しのなかで、池田所長も商船学校出であることがわかった。海の男は演歌になるのももっともだと感じいった。

田尻さんの岩波新書二冊目は、木材積出し港の田辺海保に座っているだけでなく、海保には巡視艇がある、海なれば和歌山にも行けるとばかり、し尿不法投棄、製鉄工場のたれ流し摘発と活躍、『公害摘発最前線』を著わし、三冊目は『海と乱開発』と続き、最初の「四日市・死の海と闘う」の執筆で困り果てていたことはどこへやら、次々出版された。

『海と乱開発』では、最初は雑誌『世界』に四日市コンビナート労働者のことをとりあげたいので、集めてくれと指示があり、秘密の場所で集まってもらい話を聞いた。そのメンバーのなかには、公衆電話で石原産業の不法行為を田尻さんに通報したと思われる労働者も居たようであった。『世界』に連載された各地ので取材したものをまとめたもので、美濃部さんを案内して四日市へ来られたさい、コンビナート労働者の話を美濃部さんに聞かせてやりたいので集めてくれとのことで、この時は、わが家の二階部分を建て増した直後で、美濃部さんは畳に座った事がないと言うので、一階のソファを労働者たちに二階へ運んでもらい、労働者たちは畳に座り、座談会ふうにしあつた。

田尻さんの新書三冊は、田尻さんからの贈呈本が今も手元にあり、ときどき手にしている。

田尻さん四日市を去る

1971年7月4日、市民兵の皆さんに言い残したいことがあると言うので、学生など数人に呼びかけ、JR四日市駅近くの新北京店の一室を借り、田尻さんの話を聞いた。田尻さんがその時強調したのは、家庭でもそうであるが、表の玄関はきれいにするが、裏口は反対に汚い、コンビナート工場も裏口（四日市港側）を見れば実態がつかめるので時々港側から見なさいということであった。石原産業の廃硫酸たれ流しや、ニセリサイクル商品フェロシルトが実は産業廃棄物であったことがばれて、京都・岐阜・愛知・三重県下の投棄場から引き揚げ工場空き地に保管したことも港の第一埠頭から見る事が出来る。廃硫酸たれ流しの排水口も同様見てとれる。田尻さんがたれ流しを摘発したあと、工場空き地に土手を造り、ビニールシートを敷き、排水をそこに貯め、乾燥させていたが、大雨で土手が崩れ、硫酸廃液があふれ出し、組合事務所も浸かり、その部分1メートルほどが白くなっていた。

コンビナートの裏口は、四日市港と伊勢湾岸である。四日市市観光課は3年ほど前から、コンビナート各地の工場夜景を写した写真集『工場萌え』のベストセラーにあやかり、夜景クルージングを始めた。七割は市外の観光客ということだが、観光船はまさに工場の裏口を回遊する。田尻さんの遺言にあった「工場裏口を観察しなさい」について、われわれはそれを果たしていないが、観光客がそれを補ってくれているとも言えるわけで、聞くところによると工場はクルージングを歓迎していないようである。客船が回っているとき、悪臭や災害を発生させてはとんでもないことになる。その意味で、田尻さんの提言を観光客が肩代わりしてくれているのかもしれない。

田尻さんはこのほか、四日市を去るにあたって、四日市公害をなくすうえで、「第一は行政が住民とともに公害とたたかうこと、第二は住民も公害を自分の問題として、自らの手にとって考えることが必要、他人事ではないから」と新聞を通して語っていた。

田尻夫妻は、田辺へ旅立つ1971年7月6日の前日、近鉄四日市駅前のホテルに一泊した。あくる日は、通産局との癒着や廃硫酸たれ流し事件で対決した石原産業の山田務名四日市工場長が、二百メートルほど離れた裁判所でのぜんそく公害裁判、被告企業側証人として原告患者側の反対尋問を受けることになっていて、患者側の弁護士が朝七時にホテルに出向いて、田尻さんに参考意見を聞いた。田尻さんは快く応対してくれた。

9時から、いよいよ山田証人の反対尋問である。原告側代理人の弁護士は勇んで尋問にかかったが「刑事被告人になっているので、不利益になることには答えられない」と肝心のことになると逃げの一手であった。

裁判所でそうしたやりとりが行われていた頃、近鉄四日市のプラットホームには大勢の見送り人であふれていた。コンビナートのえらい人や、新聞記者、海保関係者などで、発車するときには、一斉に拍手や手を挙げての見送りをした。電車が去ったあと、毎日新聞記者の勝哉さんが、横に居たコンビナートのえらいさんに「ホッとしましたか」と聞いた。よほどの思いがあったようで、心底「ええ、ほッとしました」と答えていたという。やっと疫病神を追っ払ったという緊張感から解放された喜びの思いがわき起こって来たことが容易にみてとれる。

だがこの疫病神は、そう簡単には消えない。刑事裁判法廷には田辺から津の裁判所に通

い、夜は四日市に来て、公団住宅に住む毎日新聞記者の家で食事を共にしながらの歓談とか、講演などでも四日市に来ることがあり、石原労組役員に「なにしに来るのか」と聞かれたことがたびたびあった。

田尻さんは九州出身で、プロ野球は根っからの西鉄（現在は西武）ライオンズのファンで、我が家に泊ったときには、ライオンズのテレビの野球中継を見ていた。

石原産業刑事事件公判

第一回公判は、1971年7月21日の午後1時から、四日市現地ではなく、津地方裁判所で始まった。ぜんそく裁判でも企業側は、四日市ではなく津裁判所での審理を申し立てたが、四日市現地を離れての裁判では四日市市民の目はとどかないし公害裁判にはならない。

法廷では、被告として法人を代表して石原産業本社の石原健三社長と、四日市工場長の西村大典・山田務名の関係工場長が出廷。人定尋問、起訴状朗読、起訴状に対する釈明請求、被告の認否、検察の冒頭陳述があった。石原産業はたれ流しの事実を認めたものの、「海水によって薄められるので水産物には無害であり、犯罪になるとは考えもしなかった」と居直りの弁明を行った。

審理はこの後、8年3ヶ月、70回の公判をへて1979年10月15日に検察側から求刑があり、判決は翌年3月17日にあった。摘発から10年の歳月が費やされた。この間、被告石原産業の弁護人で、四日市ぜんそく公害訴訟では代理人も務めた大塚喜一郎弁護士が最高裁判所判事になり、この裁判に影響するかどうか心配されたが、被告石原産業有罪判決は揺るがなかった。

ただ、その頃の刑法の最高額とはいえ、20万トンもの有害排水たれ流しの罰金がたったの8万円ということで、磯津漁師が海保に違法操業で捕まったときの罰金5千円に比べ、あまりの少額なのに驚いた。

この公判を、津市在住の坂下晴彦（市民兵メンバー）は毎回のように津地裁へ傍聴に訪れ、傍聴記を市民兵の会発行の月刊ミニコミ誌『公害トマレ』で報告していた。マスコミは、起訴、判決といったときには大々的に報道するが、津裁判所での公判で、なにが問われているか、企業のありようなどには無関心で報じようとしなかった。

坂下さんは単なる傍聴人ではなく、有るものを無いと繕う石原産業社員の証人に「うそを言うな」などと怒鳴り、退廷されたりもした。

そうした被告企業のありようについて、第38回公判傍聴記がある。「被告になっている工場長が、書類にハンコをおしてあるのは、メクラ判で、工場長のあずかり知らぬことである」として、無罪を証言する総務部長兼資材課長の迷証言。

今日の公判は、樋口証人への主尋問と反対尋問である。石原の弁護士はへんなどころから始まった。

「総務部長のハンコ、総務部提出の書類の表書き、そういうのはメクラ判であり形式だけだったんですね」ということをあの手で言わそうとする。そして、やがて「工場長のハンコもメクラ判ですね」「ハイそうです」と話しがすすむ。このへんで僕にもなるほど気がついた。要するに刑事事件というのは、人を罰する裁判であって、組織の悪、資本の悪行を糾弾するものではない。

石原の弁護団は、なんともみっともない逃げ道を使うことにしたようだ。工場長はロボットだ、実態は他の人であった。だから工場長には罪はない、という論法である。

「この酸化チタン第二工場の建設は誰が進めたのですか」「石原広一郎会長の命令でプロジェクトチームが四日市工場内に作られ、それがやりました。チーフは工場次長の水島清です。メンバーは10名ぐらいです」「プロジェクトチームへの参加は、工場長を通じて命令されたのでしょうか」「形式はそうかもしれませんが、実質は水島次長がしました。当時社内では、西村(被告人工場長)天皇、水島マッカーサーと言っていたものです」。それにしても、名うての忠君愛国者、石原広一郎のお膝元で気楽にこんな表現を使って不敬のカドで首にならないのでしょうか。

今日の公判のポイントの一つは、濃い硫酸を流して船などに被害を与えたとしても、それは神格化されたワンマン会長の石原広一郎大統領が、水島マッカーサーに直接命令してやらせたことで、象徴的存在にすぎない工場長西村天皇には責任をとれないことである。それともう一つは、こういう工場排水施設の届け出が送れたのは、ワンマン会長直属のプロジェクトチームが資料を出さなかったため、ツンボ棧敷に置かれた工場ラインの責任者の預かりしらぬことである。

反対尋問になった。さて検事殿、どうするかとみていたら、さすが役人、「実質はどうだろうと形式的な権限と責任は工場長にあるんでしょう」「あなたは工場長がいつもメクラ判を捺していると言ったが、それは想像でしょう。いつも工場長室にいないかぎりメクラ判とは言えないじゃあないですか」「工場長をツンボ棧敷に置いていたと言っても、それを運転して利益を上げるのは工場長の責任でしょう。それがなになに一つたずねることも意見も言えないのですか」「それが当社の特異性でして、通常の常識で考えることができない、非常に特殊な状態なのです」世間の人聞いていないものだから、いい気なものだ。二人の被告(工場長)が無罪になればいいのだとばかり、シャアシャアとしている。さすがの裁判長も「実質は工場長にあるんでしょう、こういうことの立証をエンエンとやるのはやめてくれ」と発言する。

石原産業四日市工場刑事裁判は、1971年年7月21日の初公判以来70回の公判の末、1980年3月17日、「石原産業有罪」の判決があった。石原産業株式会社に罰金8万円、二人の工場長に懲役3ヶ月、執行猶予2年。石原産業は控訴せずに津地裁判決に服した。

性懲りもない石原産業

この後25年目、石原産業は海保は、田尻さんによって廃棄物を海に捨てられなくなったので廃硫酸を石膏で中和、陸や山間部での投棄を計画、その産業廃棄物を、三重県にリサイクル商品としての認可をとり、「埋め戻し材フェロシルト」として販売。当初は中部国際空港埋立用にと販売をねらったが、埋立土砂にむかないと拒否され、京都(ゴルフ場)、岐阜・愛知の陶磁器用土採取跡地などに投棄とか土留め用などに、1トン150円程度で販売、購入業者に運搬・研究などの費用にと1トン3千円ほどを渡していた。おかげで石原産業は、認定の産廃処分場だと1トン8千円ほどの投棄料金がかかるのに、3千円ほどで済むので、石原の業績はぐんと上がった。

しかし悪いことは続かない。岐阜や愛知の産廃監視の女性グループが、石原産業を告発、ニセリサイクル商品認可の取り消しを三重県にせまり、石原産業にも出向いて解決をせまった。

これについて、私たち反公害メンバーは、こんな非道が起こっていることを知らず、岐阜の核廃棄物ゴミはいらない市民の会の女性から電話で「四日市の石原産業がこんな、放射能や六価クロムをふくむ発ガン性の危険な産業廃棄物を四日市で造って岐阜まで持って来て捨てている。四日市の人たちは、こうしたことを黙って見過ごしているんですか、私たちは、三重県や石原産業に抗議に行きますので行動をとるにしてください」とハッパを

かけられ、初めて石原産業の悪行を知り半信半疑であったが事実であった。

岐阜や愛知の女性たちは、石原産業や三重県庁に乗り込んで、こうした危険物をリサイクル商品に認定したことで、普通の土と代わらない、ケナフもよく育ちます（育たない）などと強弁したが、ウソがバレ、回収に追い込まれた。70万トンとも80万トンとも言われる大量なフェロシルト回収を余儀なくされた。テレビには石原産業社長と並んで、久しぶりを見る、かつての石原労組委員長で私が勤めていた地区労の副議長になり少々軋轢があった安藤常務が頭を下げていた。工場長に出世したことは聞いていたが、まさか常務（取締役）まで登りつめていたことまでは知らなかった。この不祥事がバレなければ社長にもなっていたかもしれない。石原労組本部委員長は社長になり、フェロシルト事件のときは最高顧問になっていたという。つまり、会社で出世したければ労組委員長になれば階段を上ることができるというわけである。

この頃、四日市では、石原産業のニセリサイクル商品不法投棄と、市内大矢知地区への国内最大規模の産廃不法投棄事件があり、田尻さんが存命だったら、同じあやまちをくりかえす石原産業と行政に「なんでだ…」と悲しい思いをされたであろう。

フェロシルト事件は、三重県が告発、県警が捜査に入ったが、告発した三重県庁にも捜査の手が入った。石原産業捜査のときには、マスコミのヘリコプターが上空を舞い、テレビは現地から名古屋へ飛ばす自動車がアンテナを高くあげて電波を飛ばしていた。私は対岸の磯津に居たが、磯津の人たちも鈴鹿川の岸辺で「石原は潰れやせんかなー」などと不安な面持ちで眺めていた。

石原産業事件は、こうした近隣の住民にも不安な思いをさせたばかりではなく、「あなたの旦那はどこに勤めていた？」とシルバー人材センターの会員に尋ねると「聞かないでよ、恥ずかしくて言えないよ」と言う。近隣住民や退職者にまで不安な気持ちを抱かせるような企業ではどうしようもない。

産廃不法投棄事件は立件され、津地方裁判所で裁かれることになり、公判は五回開かれた。たれ流し裁判では、工場長二人が被告として裁かれたが、不法投棄事件では、社長・常務は（工場長としてニセリサイクル製造にかかわっていた）個人ではなく法人としての被告で、副工場長、環境部長が被告として挙げられていた。

第一回公判のときの罪状認否では、社長・常務は例のメクラ判をここでも持ち出し「二人とも事務やなので現場のことはすべて副工場長がやった、決済書などの捺印はメクラ判です」と、横に並んでいる副工場長の前で述べていた。環境部長は「職務上、異議を唱えても、上役からこうしろと命令されたら、従わざるをえなかった」と弁明。副工場長は社長・常務が横に並んでいるせいか、か細い声で「製造については社長・常務に報告していました」と弁明していた。

二回目の公判の時、社長は出てこなく常務だけが出廷した。検事が「社長はどうした」と叱責するように言い放った。常務は、「今日は私が出る日になっています」と答えていたが、検事は「証拠書類なんかを隠してしまい挙げられなかったんだから…」と被告として出廷するのはあたりまえだといわんばかりであった。

会社側の弁護人は、ぜんそく裁判の時の代理人で、三重県立大学講師への反対尋問で「実験動物の平均寿命は何年か」と質問、聞かれた講師証人は答えようがなく、答えにつまった。患者側代理人が「つまらんことを聞くな、解剖のために使っている動物に平均寿命などと、無駄な時間をついやすな」と発言。裁判長ともども廷内は爆笑、件の代理人はなん

で笑われているのか分からないようであった。トンボさんと、誰いうことなくあだ名がついた。そのトンボさんが、初老の出で立ちで、若い弁護士を二人従え主任弁護人としてふるまっていた。この裁判は、検察対被告人の争いには違いないが、本当の争いは、社長・常務と生贄にされている副工場長との争いと思っていたのに、いっこうにそうした展開にならない。東京から来た新聞記者が、副工場長の弁護人に「このまま行ったら実刑になりますよ」と忠告したようであったが、求刑時の時も迫力のない弁論を行っていた。第3回公判のとき、廊下で常務に会った。「大変ですね」と声をかけたら「しょうがないわな」と答えていたが責任を感じてではないふうで、裁判さえ終わればとの思いであったようである。

2007年6月25日に判決。予想通りの展開で、法人である会社に罰金五千万円、被告環境部長に懲役刑だが執行猶予つき、副工場長は実刑2年の判決で、主文言い渡しの段階で、副工場長が法廷内で倒れるというハプニングがあり、しばし休廷、裁判長もまさかの事態に「早く別室で休ませなさい」と指示するなど、判決言い渡しは30分ほど中断した。副工場長は工場内では鬼の上役として恐れられていた強ものであったが、刑務所入りを告げられては動転せざるを得なかったようである。副工場長の回復を待つ判決言い渡しが終わり、閉廷後弁護人は報道陣に「せめて執行猶予にしてほしかった」と弁解していた。名古屋高裁へ控訴したが、実刑は変わらず刑務所に収監された。

公判が終わり、テレビの取材があった。公判傍聴券はクジ引きで、マスコミ各社は二、三人ずつ傍聴券確保にならび当選クジをあてていた。余った券を外れた私に、終了後感想を尋ねることを条件に五回のうち二回回してくれた。

判決後の取材では、こんなことで済ましていいのか、なにかが足りなりとの思いが強く、「判決に服し、二度とこうした不祥事は起こさないように努力します」というのだろうか、二度と起こさないというセリフは石原産業には通じない。ぜんそく裁判、廃硫酸流し裁判と、今回のニセリサイクル事件と三度も同じようなあやまちを犯している。

三度目の事件では、抜き打ち海保の捜索で証拠書類を根こそぎ持っていかれ、どうしようもなかった経験、会社にとっての教訓を活かし、いち早くバレた段階で証拠書類などを隠匿し、犯人までも用意する手際よさで、どこに反省の証があるのかしれたことではない。そうした思いがあり「このまま終えてしまっていていいものだろうかとの危惧がぬぐえない」などと歯切れの悪い感想になった。

そうした思いは、最初に手をつけた岐阜、愛知、そして三重の女性たちの思いでもあったようで、株主となり関係した会社役員四名に損害賠償請求の株主訴訟をおこし、大阪地裁は一人にすると1億円近くにもなる損害賠償を支払えとの判決を言い渡している。

こうした不祥事を克服するとして、社長は異例の現場重役を社長に据え、本社機能の一部を大阪から四日市工場に移し、社長が週何日か四日市に居て陣頭指揮をする。それと、工場と地域の風通しをよくするとして情報公開、年2回の工場見学実施などを行っている。ただ「コンプライアンス（法令順守）遵守」と社長が度々言明しても、あくる日に違反事件が明るみになったりして、績年の不法行為が続出した。

これらは、市民の関心、行政の監視がおろそかになっていた合間に、廃棄物を商品にして販売するとか、住民に知られたら反対されて設置できないからと、こっそりフランスから輸入した毒ガス（第一次世界大戦で兵器として使われ、あまりの被害に使用禁止になった）のホスゲン製造機を据え付けて農薬生産していたことも明るみになった。

四日市公害は克服されたとの思いこみで、こうした危険物と隣り合わせの石油化学コン

ビナートに、住民が関心をもたなくなったことをいいことに行政・住民が関心と監視を怠ったせいのおかげである。

御用学者 ご用ご用!

話を田尻さんにもどそう。

1979年、政府が二酸化窒素環境基準を二倍から三倍に緩和することを中央公害審議会に諮問した。田尻さんから指令？が届いた。「環境庁の若い職員から、吉田克己三重大教授も中公審で賛成する意向だと知らせてくれた。賛成する中公審の委員対策をとっている。私が四日市に出向いて御用学者対策をとりたいので、そちらの学者・研究者を集めなさい」というもの。指令に従って、名古屋大学、三重大学や市民兵メンバーなど数人に集まってもらった。

田尻さんは、東京で御用学者に会ったとき、机の下に録音機をしのばせていたが、録音ボタンを押すつもりが再生ボタンを押してしまい、相手の学者を怒らせてしまった。なれないことはうまくいかなですなど失敗談を語っていた。

さて当日、吉田教授対策をどうするかで話し合ったが、鉄鋼連盟、自動車工業会などから、研究費などの名目で多額の金がばらまかれているとの風聞が聞こえてきていたが、わが方にはそんな金はない、情報交換しながら話し合ったが、これはという手段をたてられないまま終わった。

国が緩和を決めたことで、三重県も条例改正をせまられ、三重県議会に改正案を提案した。大気汚染の原点の地で、大気汚染裁判で公害患者側勝訴判決獲得の現地として、これまで、規制基準が強められることはあっても緩和されることはなかっただけに、保守・革新とも困惑した。

そんなとき、議会内で、「県議会として、四日市ぜんそく裁判で患者側証人として勝訴判決に導いた吉田克己教授をお呼びしてご意見を伺う」ことが提案された。吉田教授は「緩和しても被害発生心配はない」とのご託宣で、保守・革新とも四日市裁判を勝たせた吉田先生が緩和してもいいと言われる」からと、公明党・共産党各一人の反対だけで緩和議案は可決された。

保守はともかく、革新派議員はかんたんには済まされず、「何故緩和に賛成したか」を知事与党を自任する三重県教組は、『三重県教組新聞』特別号を、社会党三重県本部は『弁明書』を発行した。

新魚あらい処理場建設で降参

三重郡三重村が四日市市に合併したのは1954年7月。旧三重村の左岸に生桑（いくわ）という在所があり、四日市魚商組合が招聘してつくられた平山物産という魚あらい処理場がある。当時は狸が棲んでいたという未開の地であった。経営者は在日韓国人で、市内の魚商店のみならず、料理屋勝手口へも魚あらい回収にまわり、重宝がられていた。

その後、三重地区は四日市市の中心部ということもあり、住宅などの建設も進み、人家が増えて行った。その三重地区に二千戸にもなる、市営住宅と分譲住宅からなる三重団地

が市開発公社によって造成された。

その頃（公害裁判中）私は、国道一号線沿いの橋北地区滝川町（借家）に住んでいた。就学前の二人の女児のうち、次女が変な咳き込みをするようになり、近くの開業医に通うようになった。橋北地区には第二コンビナートがあり、公害患者認定地域になっていて、工場と道路との公害地域であり、開業医に「この子は今のままだったらぜんそくがひどくなる一方だからく西部方面に引っ越したほうがいい」と告げられ、5キロほど離れた造成中の三重団地に引っ越したところ、効果てきめんぜんそくはおさまっていった。

引っ越してから、市内中央部の勤め先へ通うのに、朝晩、平山物産の横を通る。なんとも言いようのない、コンビナートの悪臭とは違うヘドが出そうな臭いがする。隣接の自治会からは「平山物産悪臭反対」で市に陳情が出る、のぼりも立てられる、マスコミもこぞって悪臭を書きたてるが、悪臭は治まらない。

そんなとき、平山物産へ立ち寄って、「なんとかならんのか」と苦情を言いに行った。徳山会長が居て、まずは処理場を見て欲しいと言う。処理場内は香ばしい臭いが満ちている。魚あらを砕いて熱を加え、製品は動物用の飼料になる。悪臭は処理場外の原料置き場から発生していた。この置き場を密閉する工事をしようとしたら、「改修するな」と公害パトロールカーが来て止められた。

処理場の外には公害（悪臭）防止装置が、雨ざらしのまま放置されている。「行政が、融資の保証人になるから金を借り、悪臭防止装置を取り付けろというので、注文した。出来あがって来たので取り付け工事を始めたら、取り付けてはいけないと止められた。河川敷だから駄目だと言う（河川敷の土地も平山の土地登記済み）。それで悪臭防止のために、この防止装置を付けさせるよう行政に言ってくれませんか…」と頼まれてしまった。

ことの成り行き上、市公害対策課へ行って、「なんで公害防止装置を付けさせないのか」と質した。「あそこの土地は河川敷で建造物はつukれない所なんです…」「平山物産のすぐ下流の河川敷にコンクリートの側溝などの製造工場があるが、そこはどうなんか…」これには、返事をつまらせている。

そういえば、平山の会長が「ある県議会議員が来て、これからはわしらの方でやるから、平山は手を引いたらどうだと言ってきたことがある」とも言っていたことを思い出し、どこか上の方で工作が進んでいて、公害対策課として扱えない事案になっていると思い返し、「この悪臭は、まさに“公”害、行政が発生させていることになる…」と言い残して引き揚げた。

思惑通り、行政は、三菱油化河原田工場新設反対で勝利した内堀町地内（市開発公社との間で、迷惑施設はつukらないとの約束で譲渡した土地）の空き地に、「北勢ハイミール」魚あら処理場を建設するとして、三重県公害事前審査会（三重大教授吉田克己委員長）の審議を経て、悪臭発生はないと、審査会答申をだいだい的に取り扱ったタブロイド判を各戸配布した。平山物産を潰して、無公害施設をつくるというものである。

行政は、内堀町の自治会長などを飛行機で博多の処理場視察などを招待、賛成させられていた自治会長を辞任させ、油化進出反対運動の中心になってがんばった野崎さんが会長になり、「油化進出反対では黒衣で助っ人した市民兵は在所で信用があるから、今度は表面で…」となり、ついには、建設差しどめの訴訟提起となった。

反対運動では、河原田地区連合自治会（六町）は、肝心の建設地元の内堀町の反対を考慮せずハイミール賛成を決め、公害防止協定締結に、元小学校校長の連合自治会長は「内堀町は反対だから除き締結した」と言う始末で、隣の塩浜連合自治会も早いうちに賛成で、

反対連合は、自治会としては内堀のみで、河原田・塩浜とも有志による運動となった。私のガリバンは公害反対では負の出来事になっていたが、ハイミール反対では逆で、「このガリキリには見おぼえがある。ひょっとして澤井君じゃあないのか」と、河原田組がビラをもって塩浜組を訪ねた時にそんなことがあり、共闘することができた。塩浜組の反対組織の会長はかつての地区労議長（日本板硝子労組）、事務局長もかつての地区労事務局長（石原産業労組）で、いずれも私の上司である。上司といえば、行政側で推進の市総務部長も、かつて地区労議長をしていた人で、かつての上司同士が敵味方で争い、一職員がその仕掛け人になる、有る意味痛快な事態になった。

それともう一つ、隣に三重郡楠町があり、ここは町議会や自治会、婦人会をあげての反対で、町長は、私が東亜紡織泊工場をクビになった当時教職員組合副委員長で、地区労事務局長もして（専従職員不在）解雇無効裁判で勝訴して復職するまで事務所職員のアルバイト（勝訴後に和解、復職せず、正規の事務職員になる）にしてくれた人で、反対陣営はこれ以上ない組織になった。

反対同盟の会合には、悪評で閉じこもっていた平山物産の徳山会長を誘った。本人も、反対同盟も、なんでと思ったようだが、悪臭は行政によってなされている実態を知ってもらいたいとの思いからで、打ち解けた雰囲気でも話し合いがなされた。

ただ、反対同盟担当になっている楠町議員から「澤井という人はかつて東亜紡織泊工場をクビになった、そんな人と一緒にやれない」との苦情が出された。その議員は東亜紡織楠工場従業員で、かねて泊工場の澤井は会社に仇なす不屈者の烙印をおされていたようで、いまだに語り告がれいたのかと思ひだされ、こんなことで反対同盟にひびが入ってはと「私がネックになって運動に支障をきたしてはいかんで、反対同盟から引かせてもらいます」（本心は黒衣で助っ人できるからの思いもあって…）と言ったら、河原田と塩浜から「それは困る、澤井君あつての反対同盟だから、抜けてもらっては困る…」結局澤井存続（役職なし）に落ち着いたが、澤井の悪評は今も残っていることに、悪い思いではなく、痛快な思いもした。

反対陣営は整った。しかし、行政の力は強大で、ハイミール建設計画はすすんだ。あとは「建設差しどめ」の訴訟提起が提案され、ぜんそく裁判判決の頃、弁護士登録を済ませた松葉謙三弁護士が経営している四日市法律事務所に訴訟代理人を依頼した。

第一回弁論開廷日、ぜんそく裁判で見かけられなかったムシロ旗が四日市裁判所前に勢ぞろいした。住民一揆である。

行政側は、たまたまこの時期に四日市市環境部長になっていた樋口部長は、これまでの裏の事情を知らない人で、松葉弁護士の反対尋問で立ち往生させられた。

「地元住民七割の反対署名請願が市議会に提出されたことを知っている」と証言しましたね」「はい」「それについて、反対派一部住民であるとも証言しましたね」「はい」「七割が反対なのに、なんで一部住民なんですか」これには答えられず、立ち往生。「君、はっきり言いたまえ。行政は自治会長が賛成ならば、その地区は賛成なんだろう」樋口証人はこの助け船に「そうです」と日頃行政が行っている手法を思い出して正直に答えた。裁判長が首をかしげ「自治会長は一人だろう、それがなんで反対は一部住民になるんだ」。これには、行政弁護士も助け舟がだせず、黙して語れない立ち往生。裁判長の付き合いきれないとばかりの「もういい…」で幕になった。

原告住民側提出の準備書面に、社会党県議会議員がハイミールに加担しているむねの記

述があり、証人申請にも理由として挙げられている項目の中に、北欧の機械メーカーの処理機は政治家がらみで採用輸入される風潮があり、処理機設置に議員の支持者である河原田の鉄工場がからんでいる…とあり、その県議会議員が私に「誰のことだ」と聞きに来た。「あんたのことだ」と答えたら「やっぱりそうか…」と沈んでいた。同じ社会党市議会議員も県議同様、このハイミールに関わっていた。

こうしたことは、徳山会長が鉄工場へ誘われ、県・市議立ち合いで、北欧処理機をハイミールに導入することに賛成してくれるよう頼みこんだ一部始終を、工場の思い扉を開ける音からはじまり、北欧処理機は子魚などを原料にしてのもので、日本ではかつおの頭も骨も、子魚も原料にしているので、悪臭防止にはならないと、自分が改良した処理機でないと駄目との徳山発言も、昼食は湯の山の料亭でと無理やり誘われたことも含めた録音テープを半日かかりで解説を加えながら聞かせてもらった。

そうしたなか、「悪臭防止技術で悪臭発生が止められるようになったら、(こうした技術開発では徳山会長は業界で認められた存在の技術者である)われわれがやるから手を引けという、日本人はずるい…」と憤慨していた。在日韓国人ということでは、第二コンビナートの総務課長たちが、橋北地区のお好み焼き屋に橋北患者会の幹部四名を招き、いくら金を出せば直接交渉をやめてくれるか考えておいてくれと言ったことにのり、二百万円くらいは出すやろう(四人のみ)と、三社との交渉継続しようとしていることに四人の中の在日韓国人の橋北患者会会長が「日本人はきたない…」と私に告げ、心の中で日本人を代表してあやまったことを思い出した。

徳山会長に、断られることを覚悟して「ホクセーハイミール裁判に証人として出廷してくれますか。証言は、技術的なことでいいですから…」と聞いた。「澤井さんが出てくれと言ったたらでます」と簡単に承諾した。ただ「出る以上は、これまでの行政や議員の汚いやりかたなんかも洗いざらい言わせてください」と言う。松葉弁護士とは、この件については、証人申請の項目に技術問題にしばることはいくと打ち合わせ、証人申請して、裁判所が採用した。

徳山証人採用が決まった段階で、県・市、議員等の間で、証人出廷拒否を徳山会長にあらゆる手をつかっているの工作がすすめられ、しばらく徳山会長との音信が途絶えていたある日、「いろいろな手を使って証人になるなどの動きがやかましく、しばらく姿を隠します。澤井さんと約束した証人は絶対ホゴにはしませんから…」と電話で知らされた。

行政の極めつけの証人は、吉田克己三重県立大学医学部教授である。証人台にたち、宣誓書に署名、なにごとにつつみかくさず正直にもうしますと読み上げた。

行政側弁護士の質問はこんなことから始まった。「証人は、公害裁判の時、患者側の証人として、その証言台に立ち証言しましたね」「はい」「その裁判は公害患者側が勝訴しましたね」と聞き、裁判席と傍聴席を見回し勝ち誇ったように、どうだ、こういう立派な証人なんだぞと態度で示した。こういう誉め方をされて吉田証人は喜んでいるのか、迷惑だと思っているのか、そんな思いがした。

たしかに、吉田証人はぜんそく裁判での功労者ではある。だが、この裁判では敵性証人であり、これから述べる証言を覆さなくてはならない。そんな思いで証言を聞いた。事前審査ではなんら悪臭発生はないことが判明したと、こと細やかにすらすら証言した。それ

なりの学者の証言を崩すのは至難の技である。次回は一ヶ月後、反対尋問にかかっている。

幸いだったのは、田尻さんが東京都公害局次長で、部下に当たる黒川大気部長は、環境庁の中央公害審議会委員で、悪臭問題の権威者である。松葉弁護士が、田尻さんに頼みこんで吉田証言についての見解を教えてもらうことになり、松葉さんが上京、二日間にわたりレクチャーしてもらい、意見書までも書いて頂く事が出来た。

いよいよ反対尋問の当日、松葉弁護士は先ず黒川さんを知っていますか、どんな方ですかについて聞いた。吉田証人は正直に「中公審で私とともに委員をしています」「悪臭問題の権威者で尊敬している方です」と答えた。松葉弁護士は書類を出して吉田証人に見せ、「証人がおやりになった三重県公害事前審査について、安全ではない、悪臭発生があるなどの不備について書かれています。どう思われますか」吉田証人はしばらく答えようとはせず、裁判長に「答えなくてははいけませんか」と救いを求めた。裁判長は「あなたは、正直に答えるとの宣誓をしているんだから、答えなさい」とつぶやいた。行政側弁護士も救いようがない。「黒川先生がそう言われるのなら、私の審査は間違っています」かぼそい声で証言した。吉田先生にとってせめてもの慰めは新聞記者が一人も来ていなかったことである。後日分かった事であるが、吉田証人への反対尋問法廷期日より前に、徳山会長の証人出廷が止められない状況で、行政はハイミール魚あらし処理場建設を断念、市議会工作に日時を費やしていて、行政側の先生のみともない不始末をしでかしてしまったわけである。一方、河原田住民と市民兵は、三菱油化河原田工場進出阻止につづき、魚あらし処理場ハイミールの河原田進出阻止も成し遂げることが出来た。

美濃部参議院議員と四日市へ

1983年3月19日と20日の二日間、東京都知事のあと、参議院議員になられた美濃部亮吉夫妻と秘書を案内して、田尻さんがよく言っていた、古戦場であり第二の故郷と言っている四日市へ来られた。この時、市民兵活動を陰で支えてくれていた訓覇也男市議を通し、四日市市に受け入れを頼んだ。三菱油化出身の加藤寛嗣市長は協力を拒んだようだが、樋口環境部長の尽力もあり、市のマイクロバスを出してくれ、部長と玉置公害課長も同行してくれた。

県立塩浜病院では、判決後いったん退院させられた原告患者の石田かつさんが、磯津の家でたちまち発作を起こし再入院していて、美濃部議員から花束を贈られ、見舞の言葉をかけられていた。四日市海上保安部では正装した部長の出迎えを受け、しばらく歓談していたが、終始田尻さんは笑顔であった。

田尻さんからの注文で難題だったのは「美濃部議員にコンビナートを見せたいから、受け入れてくれる所を決めておいてくれ」であった。かつての疫病神はその後も厄を引いて、依頼した市環境部長も困っていたが、新大協和石油化学（現東ソー）が受け入れてくれることになった。なんで受け入れてくれたのか、それは池田所長も高等商船出の海の男であったからであることが分かって納得した。この一行には、市環境部長・公害対策課長のほか、松葉弁護士、谷山三重大教授、市民兵メンバーも加わっていた。

田尻さんの申し入れでもう一つ、雑誌『世界』の原稿執筆のとき、コンビナート労働者に話を聞きたいのでその機会をつくってくれとのとき、表に顔を出せない労働者も居るので、人目につかない場所で田尻さんに会ってもらったことがあった。美濃部さんにもその時の労働者を会わせたいと言うので、増築しはばかりの我が家の二階でセットした。美濃

部さんは座った事がないというので一階からソファを上げ、そこに腰かけての座談会になった。

このほか、高台からコンビナートと団地、市街地を見てもらおうと、測候所に案内した。不意の来訪と有名な美濃部さん田尻さんで、所員は歓迎してくれ、質問にも丁寧に答えていた。

測候所の西側は、日本合成ゴムの社宅団地で、小高い山のでっぺんに貴賓館や所長など幹部の社宅、平地に社員社宅と、工場そのものの住居になっていて、高みに住めることを目指して日夜働く生活がみとれる。平田四日市市長は、市予算編成などのとき、市庁舎からここに避難して査定などを行っているようであった。

二日間の日程を終え、お帰りになる間際、田尻さんの前で「今度の東京都知事選に田尻君を出しますから、その時は応援してやってください」と言い、田尻さんは「いえ、私なんか駄目ですよ…」とはにかんでいたが、今もそのときのことが鮮明に残っていて、もし田尻都知事が実現していたらどうなっていたらと思うたりもしている。

大学教授と死去

田尻さんは、早いうちから「定年後は短大教授になって、学生を四日市へ案内して行きたい」と言っていた。希望通り、神奈川大学の教員になり、学生を連れてたびたび四日市に来ていた。私はその都度、四日市駅（JR か近鉄）に出迎え（二人か三人程度）、先ず、石原産業四日市工場の排水口が望める四日市港第一埠頭に案内、田尻さんは廃硫酸たれ流しの捜索などについて熱っぽく語っていた。その後は、第一コンビナート地帯の道路から、公害原点の磯津漁師町などを巡回する半日の行程が定番で、田尻さんは「ここが私の第二の故郷であり、公害と闘う原点なのです」と学生に語っていた。田尻さんについては、今も四日市港や磯津に行くとき鮮明に思い出される。

私は 1990 年 4 月、地区労を定年退職と同時に、請われて、建設労働組合事務所職員（臨時）になり、大工さん養成の付属学校などの業務についた。7 月、青森市で開催された全国建設労組教宣研究集会に参加していた四日夜、朝日・中日新聞四日市支局の記者から電話で田尻さんが亡くなったことを知らされ感想を求められた。

一週間ほど前に出した手紙に返事がなく、おかしいと思っていました。豪放で、やる時は断固やる、反面、ニコニコと童顔も見せてくれる人でした。「私の公害の原点は四日市」が口癖で、学生をつれてよく来てくれた。四日市には空と海の公害があったが、海をきれいにしたきっかけが石原産業事件で、田尻さんは海の守り神のような存在、どうしようもない気持ちです。（朝日新聞 一九九〇年七月五日）

7 月 21 日、東京の青山葬儀所で「故田尻宗昭さん市民葬」が開催されることを知ったのは、自治労三重県本部の副委員長から電話で知らされ、呼びかけ人や市民葬のあらまは FAX で知った。ずいぶん大勢の呼びかけ人や団体の名前が連なっていた。四日市海保以後の田尻さんの活動範囲の広さ故で感心しながら見た。なんと第二の故郷という四日市の人間はどこにもいない。「四日市を除いてなにが市民葬か」と腹をたてたが、四日市から行かなくては田尻さんが悲しむだろうと、市民兵の吉村功・伊藤三男・澤井余志郎の三人で参加した。会場で、三人を見た世話人の一人が、「四日市から吉村さんたちが来てくれました」とアナウンスしていた。

この市民葬のあと、葬儀委員長をつとめた鈴木武夫先生（元・厚生省公衆衛生院長で、

四日市ぜんそく裁判のとき、被告企業側から医学証人として勝手に裁判所に申請、採用されたが、出廷を拒否してくださった方が、田尻基金の代表者になられ、毎年二・三人を表彰する事業を始められ、1996年の第五回「田尻賞」を私に授与するからと基金事務局長から知らされた。「友人のようにお付き合いしてきた田尻さん、その人から彰をもらうというのは筋違いだからお断りします。東京での表彰式にも行きません」とお断りした。その頃、私は、ひよんなことで京都の龍谷大学で非常勤講師をしていた。平野孝教授が、そのことを知り、基金事務局長と「四日市で表彰式をやれば受けないわけにいかないから…」と勝手にすすめ、命日の月五日、四日市市文化会館で決めてしまった。この日、鈴木先生、田尻二美子夫人、原田正純先生など選考委員のほか、宮本憲一先生も来られ、田尻さんのダンディぶりを話されていた。「田尻さんは身だしなみに気を使われる人で、あるとき宮本先生夫人がうっかり「宇井先生お久しぶりですね」と挨拶されたことがあり、田尻さんは、「あんな宇井純（見だしなみには無頓着な先生）と間違えるなんて…」と怒られたなどと話されていた。

その7月の1ヶ月間、四日市市はあくる年の1997年が市政百周年になることから、市立博物館で「公害企画展」を開催していて、判決後の四日市市のありようを知っていただく機会にもなり、四日市で田尻賞授与式を開催してくれたことはよかったと思ったのだが、内容は、サブタイトルに“公害の街から環境の街へ”と謳われているように、四日市公害の打ち止めの企画展で、しかも会場内に掲げられている写真のほとんどに「澤井余志郎提供」とあり、四日市市の幕切れの意図に手を貸したことになってしまった。

田尻さんの四日市は、わずか3年という短い間であったが、異色の海上保安官としての業績はいまも輝いていて失せることはない。



田尻さんは、磯津漁師に海を汚し、違法操業しなければ暮らしていけないようにした工場をなぜ取り締まらないのかと責められたことから廃硫酸垂れ流しの石原産業を検挙、津検察庁に送検したが、握りつぶしに合い、佐世保海保以来の盟友である石橋書記長に依頼、衆院で追求、時効寸前に起訴。そうした件の国会報告が市民ホールで開催された。

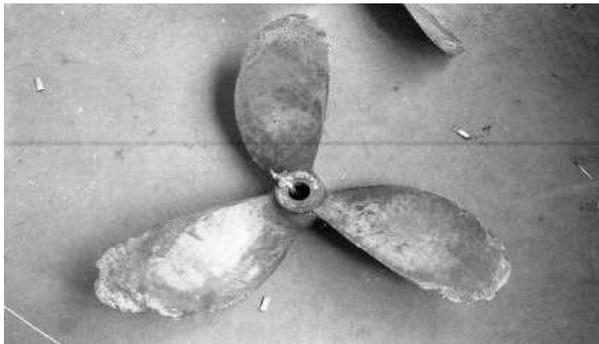
四日市市民ホール(市営駐車場跡地にあった)には、石原産業労組員も来ていて、「石原をつぶす気か」と酒の勢ヤジっていた。



四日市から田辺海保への不当配転される前、千歳町の官舎で書いていた岩波新書『四日市 死の海と闘う』



配転を前に反公害について言い残しておきたいことがあると言うので、こっそりと当時の学生など数人と“新北京”の一室で田尻さんの思いや反公害について聞いた。



石原産業四日市工場の廃硫酸垂れ流しを四日市海保が摘発、被害参考に海保が押収した漁船のスクリューが磯津漁協に返されてきた際に撮影した証拠品。



ぜんそく裁判一周年に、磯津漁港が、磯津公民館で田尻さんを招いての講演会を開催。田尻さんは「違法漁業で捕まえて罰金を取った漁民を目の前にしてで、冷や汗をかきました。」一方漁協組合長は「講演だと途中で半分以上が退場してしまうのに、全員、最後まで残って聞いていた…」双方とも感じ入った講演会であった。



田尻さんなきあと、田尻さんの思いを受け継ぎ、公害反対等のために活動する人たちの応援するなどのために、田尻さんが亡くなった日に、「田尻賞表彰式」を開催して、第五回は「四日市は私の第二のふるさと」と懐かしんでいた四日市の四日市市文化会館でおこなわれ、澤井余志郎ほか二名が表彰された。



田尻さんは、木材港の和歌山県田辺海上保安部へ転任されたあとも、陸とは違い海で海部艇もあり、和歌山市の製鉄工場の排水や、尿尿投棄などの摘発をおこない、あいかわらず青いきれいな海のために奮闘した。それらは「四日市 死の海と闘う」に続き、岩波新書で「公害摘発最前線」「海と乱開発」などがあり、これらは実際に手がけた事件との関わりの中での

著作で、いわば田尻宗昭闘争記録でもあるが、残念なことに、これらの岩波新書は絶版になっている。

このほかにも、多数の著作があり、「四日市 死の海と闘う」の原稿書きのさい、「課長が、原稿書きで四苦八苦しているの、参考になる資料を持って行ってほしい」と若い記者に頼まれ、ガリ版文集「記録公害」などを持って、夜に海保官舎に行き、「往生しますわ…」と困っていたのがウソのようで、次々、著作を出版していた。まさに田尻さんの実践記録であり、“公害摘発記録人”である。

記録公害と環境再生 28号より掲載